

# 四半期報告書

(第92期第1四半期)

自 2019年4月1日

至 2019年6月30日

**千代田化工建設株式会社**

横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号

# 目 次

	頁
表 紙 .....	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク .....	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
3 経営上の重要な契約等 .....	7
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等 .....	8
(2) 新株予約権等の状況 .....	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	13
(5) 大株主の状況 .....	13
(6) 議決権の状況 .....	13
2 役員の状況 .....	14
第4 経理の状況 .....	15
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	16
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	18
四半期連結損益計算書 .....	18
四半期連結包括利益計算書 .....	19
2 その他 .....	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	23

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月9日
【四半期会計期間】	第92期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	千代田化工建設株式会社
【英訳名】	Chiyoda Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山東 理二
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045（225）7740（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	総務部長 中村 薫
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045（225）7745（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	主計部長 秋山 卓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第1四半期連結 累計期間	第92期 第1四半期連結 累計期間	第91期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
完成工事高 (百万円)	93,626	86,471	341,952
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△3,163	3,698	△192,998
親会社株主に帰属する四半期 純利益又は親会社株主に帰属する 四半期 (当期) 純損失 (△) (百万円)	△3,702	2,274	△214,948
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△4,976	4,463	△216,488
純資産 (百万円)	152,358	△54,932	△59,154
総資産 (百万円)	393,049	356,693	352,341
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△14.30	8.78	△830.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.3	△15.6	△17.1

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 完成工事高には、消費税等は含まれていません。

3 第91期第1四半期連結累計期間及び第91期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、且つ、潜在株式が存在しないため記載していません。また、第92期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のとおりです。

なお、当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

文中における将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日において判断したものです。

#### 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、米国ルイジアナ州のキャメロンLNGプロジェクト及びインドネシアのタンゲーLNGプロジェクトの工事コストの大幅な増加などにより、1,997億95百万円の営業損失、1,929億98百万円の経常損失、及び2,149億48百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、前連結会計年度末において債務超過になり、キャッシュ・フローの悪化が予想されることも含め、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していました。

かかる事態を受け、当該事象又は状況を解消すべく、中期経営計画「未来エンジニアリングへの挑戦」の見直しや加速化を始めとする諸施策を講じるとともに、事業上の必要な資金を確保すべく、筆頭株主である三菱商事㈱やその他ステークホルダーと財務的な支援の要請も含む協議を行ってきました。その結果、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおり、第三者割当増資及び新たな借入れによる資金調達の合意並びに実行へと至ったため、債務超過が解消されるとともに、資金不足となるリスクも回避されました。

以上により、提出日現在においては継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間においては、原油価格は1バレル60ドル台から50ドル台へと若干の下落傾向がありましたが、LNG(液化天然ガス)については、新興国等の堅調な需要増を背景として新規大型案件の実現化に向けた様々な動きが見られます。

こうした状況の中、当社グループは、コア事業であるLNG分野で世界各地の大型プロジェクト建設工事を引き続き遂行しています。米国ではキャメロンLNGプロジェクトの第1系列からのLNG生産・出荷が開始されたほか、ゴールデンパスLNGプロジェクトのEPC(設計・調達・建設)業務が本格的に始まっています。加えて、カタールとナイジェリアでは、それぞれEPC見積りに対応しています。一方、新たに発足したリスク管理体制のもとで、5月に発表した新中期経営計画「再生計画～再生と未来に向けたビジョン～」で掲げた諸施策の実行に努めています。

財務強化策に関しては、重要施策である三菱商事㈱を割当先とする700億円の第三者割当増資が、6月25日開催の第91回定時株主総会において承認されました。

当第1四半期連結累計期間の経営成績及び財政状態は、次のとおりです。

連結受注工事高は332億66百万円(前年同四半期比57.0%減)、連結受注残高は9,541億7百万円(前連結会計年度末比6.1%減)、連結完成工事高は864億71百万円(前年同四半期比7.6%減)となりました。また、営業利益は90億76百万円(前年同四半期は営業損失33億76百万円)、経常利益は36億98百万円(前年同四半期は経常損失31億63百万円)、親会社株主に帰属する四半期純利益は22億74百万円(前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失37億2百万円)となりました。これは米国で遂行中のキャメロンLNGプロジェクトにおいて、顧客と新たな契約条件で合意に至り、当該契約に基づくインセンティブボーナスの達成などによる採算の改善があったこと、及びその他手持案件の着実な遂行により、営業利益が改善した一方で、急激な為替レートの変動により、為替差損が発生したことが主な要因となります。

資産については、受取手形・完成工事未収入金の減少170億26百万円、ジョイントベンチャー持分資産の減少166億39百万円の方で、現金預金の増加331億44百万円、未収入金の増加67億26百万円などにより、資産合計は前連結会計年度末に比べ43億52百万円増加しました。

負債については、支払手形・工事未払金の減少264億72百万円、工事損失引当金の減少121億86百万円の方で、短期借入金の増加300億円、未成工事受入金の増加66億55百万円などにより、負債合計は前連結会計年度末に比べ1億30百万円増加しました。

純資産については、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上による利益剰余金の増加 22億74百万円、為替換算調整勘定の増加 22億45百万円などにより、純資産合計は前連結会計年度末に比べ 42億21百万円増加し、△549億32百万円となりました。

当社の報告セグメントであるエンジニアリング事業の概況は、次のとおりです。

#### [エネルギー分野]

##### (LNG・その他ガス関係)

海外では、オーストラリア、米国、インドネシアでLNGプラントのEPC業務を遂行中です。米国ではキャメロンLNGプロジェクトの第1系列からのLNG生産・出荷が始まり、残る第2、第3系列の完工に向けて安全かつ確実な遂行に努めています。また、本年2月に受注したゴールデンパスLNGプロジェクトではEPC業務の初期段階を順調に遂行中です。また、カタールでは年産780万トンのLNGプラントを4系列増設するEPC見積り業務を開始し、ナイジェリアではFEED(基本設計)及びEPC見積り業務をそれぞれ順調に遂行しています。その他ガス分野では、カタールの当社グループ会社がヘリウム生産設備のEPC業務に加え、当社が建設したLNG・ガス処理プラントの改造・改修案件のEPCm(設計・調達・建設管理)に係る複数の業務を遂行中です。

国内では、当社が建設したLNG受入基地の改造・改修や、耐震補強等の国土強靱化基本法対応案件のEPC業務を遂行しています。

##### (石油・石油化学・金属関係)

海外では、米国メキシコ湾岸でエチレン生産プラントのEPC業務を遂行中ですが、6月末に現地における建設工事の着工指示書を受領しました。また、マレーシアで残油流動接触分解装置のEPCC(設計・調達・建設・試運転)業務を順調に進めています。さらに、東南アジアの当社グループ会社が、マレーシアで石油化学製品用タンクターミナル施設のEPC業務や、アジア地域の石油・化学等ダウンストリーム案件に関わるプロジェクトマネジメント業務を遂行中です。

国内では、石油会社向けに、2020年の船舶燃料硫黄分規制への対応を目的とした既設設備改造工事のEPC業務や、設備の最適化を目的とした製油所高度化案件、耐震補強等の国土強靱化基本法対応工事、既設設備改造工事などを遂行しています。

#### [地球環境分野]

##### (医薬・生化学・一般化学関係)

国内の医薬・生化学分野において、中分子医薬品原薬製造設備、医薬品合成原薬製造設備などのEPC業務を遂行しています。一般化学分野では、高機能材製造設備や水素化石油樹脂生産設備などのEPC業務を継続して遂行中です。

##### (環境・新エネルギー・インフラ関係)

海外の環境分野では、インドで環境規制強化により石炭火力発電所への排煙脱硫設備の導入が進む中、当社のCT-121排煙脱硫プロセスが複数案件に採用されています。また、植物工場業界における大手生産・運営事業者であるMIRAI(株)と業務提携による体制強化を図り、国内・中東・ロシア等を中心として商業設備の導入推進に努めています。

国内では、世界最大級の蓄電池システム建設工事や、石炭火力発電所向けの排煙脱硫設備、CO<sub>2</sub>分離回収実証設備、太陽光発電設備(メガソーラー)などのEPC業務を遂行中です。新エネルギー関連では、木質ペレットを燃料とする国内最大級のバイオマス発電所建設に係るEPC業務を遂行中です。そのほか、三菱商事(株)、三井物産(株)、日本郵船(株)とともに設立した「次世代水素エネルギーチェーン技術研究組合」による水素サプライチェーンの事業化に向けた実証プロジェクトも順調に進んでいます。

#### [デジタル技術革新分野]

デジタルイノベーション関連では、国内有数のAIベンチャー企業である(株)グリッドとの業務提携に基づき、AI技術を活用したプラント生産性向上及び信頼性向上に向けた活動を継続しています。その一環として、アラブ首長国連邦のアブダビ・ガス液化公社(Abu Dhabi Gas Liquefaction Company Limited)と、同社が保有するLNGプラントに対し、「先進的デジタル技術」を提供する内容の覚書を締結し、プラントの信頼性向上に資するデジタル技術の早期の導入を目指しています。また、インドネシアのドンギ・スノロLNG社(PT. Donggi-Senoro LNG)の稼動中LNGプラント向けに、生産効率の改善とLNG増産支援を目的としたAI技術を開発、導入の上、効果検証と改良を進めています。一方、社内では、デジタル技術の一層の活用を目指した活動「Target20」を推進しています。設計、調達、建設、コーポレートのそれぞれの分野でのデジタル化

による業務改善の目標を設定するとともに、常時新しい提案を募り、競争力強化に向けて全社で取り組んでいます。

受注高、完成工事高、受注残高の実績は、次のとおりです。

(単位：百万円)

セグメントの名称		前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)			当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)		
		受注高 (構成比)	完成工事高 (構成比)	受注残高 (構成比)	受注高 (構成比)	完成工事高 (構成比)	受注残高 (構成比)
1 エンジニアリング事業		76,482 (99.0%)	92,823 (99.1%)	624,866 (100.0%)	33,053 (99.4%)	86,258 (99.8%)	954,107 (100.0%)
エネルギー 分野	(1) LNGプラント関係	9,964 (12.9%)	73,027 (78.0%)	276,976 (44.3%)	12,197 (36.7%)	46,491 (53.8%)	502,357 (52.7%)
	(2) その他ガス関係	2,115 (2.7%)	186 (0.2%)	6,302 (1.0%)	750 (2.3%)	1,371 (1.6%)	12,771 (1.3%)
	(3) 石油・石油化学 ・金属関係	25,836 (33.4%)	7,681 (8.2%)	173,022 (27.7%)	15,622 (47.0%)	21,918 (25.3%)	303,464 (31.8%)
地球環境 分野	(4) 医薬・生化学 ・一般化学関係	2,221 (2.9%)	6,055 (6.5%)	32,273 (5.2%)	1,103 (3.3%)	7,173 (8.3%)	17,728 (1.9%)
	(5) 環境・新エネルギー ・インフラ関係	34,665 (44.9%)	4,627 (4.9%)	126,626 (20.3%)	1,304 (3.9%)	7,265 (8.4%)	110,726 (11.6%)
	(6) その他	1,679 (2.2%)	1,243 (1.3%)	9,665 (1.5%)	2,076 (6.2%)	2,038 (2.4%)	7,058 (0.7%)
2 その他の事業		802 (1.0%)	802 (0.9%)	— (—)	212 (0.6%)	212 (0.2%)	— (—)
合 計		77,285 (100.0%)	93,626 (100.0%)	624,866 (100.0%)	33,266 (100.0%)	86,471 (100.0%)	954,107 (100.0%)
国 内		64,987 (84.1%)	15,740 (16.8%)	212,375 (34.0%)	15,624 (47.0%)	23,928 (27.7%)	208,825 (21.9%)
海 外		12,297 (15.9%)	77,886 (83.2%)	412,491 (66.0%)	17,641 (53.0%)	62,543 (72.3%)	745,282 (78.1%)

(注) 1 受注残高を算出するに当たっては、前連結会計年度以前に受注した工事の契約変更等による減額及び外貨建契約に関する為替換算修正に伴う増減額の合計を加味しています。

2 本表の金額には消費税等は含まれていません。



(2) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について重要な変更はありません。

なお、前連結会計年度に掲げた課題のうち、債務超過状態の解消・足元の資金繰り改善につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおり、第三者割当増資及び新たな借り入れによる資金調達の合意並びに実行により、解決しています。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4億69百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していました。

かかる事態を受け、当該事象又は状況を解消すべく、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおり、第三者割当増資及び新たな借り入れによる資金調達の合意並びに実行により、債務超過が解消されるとともに、資金不足となるリスクも回避されました。

以上により、提出日現在においては継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりです。

#### 業務提携等

契約会社名	相手方の名称	国名	契約締結日	契約内容
千代田化工建設株式会社 (当社)	三菱商事フィナンシャル サービス株式会社	日本	2019年6月28日	再生支援の枠組みとしての融資契約
千代田化工建設株式会社 (当社)	三菱商事株式会社	日本	2019年6月27日	再生支援の枠組みとして三菱商事フィナンシャルサービス株式会社に対する連帯保証の契約
千代田化工建設株式会社 (当社)	株式会社三菱UFJ銀行	日本	2019年6月28日	再生支援の枠組みとしての融資契約

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	570,000,000
A種優先株式	175,000,000
計	745,000,000

(注) 2019年6月25日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、新たな株式の種類として追加されたA種優先株式を2019年7月1日付発行したため、以下のとおり各種類の発行可能種類株式総数を規定しています。

普通株式	1,000,000,000株
A種優先株式	175,000,000株
計	1,175,000,000株

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	260,324,529	260,324,529	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
A種優先株式	—	175,000,000	非上場	単元株式数 1株
計	260,324,529	435,324,529	—	—

(注) 定款に定めたA種優先株式の内容は、次のとおりです。(以下、定款から抜粋)

#### 第2章の2 A種優先株式

(剰余金の配当)

第11条の2

(優先分配金)

本会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき第2項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。

(優先配当金の額)

- 2 A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、配当基準日が2020年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする(A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。))。

<算式>

$$A種優先配当金 = 400円 \times 3.0\%$$

(累積条項)

- 3 本会社は、ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)

については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(非参加条項)

- 4 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

#### 第11条の3

(優先分配金)

本社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（ただし、残余財産分配日が2020年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を第11条の2第2項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

(非参加条項)

- 2 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、前項に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。

(議決権)

#### 第11条の4

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(現金対価の取得請求権（償還請求権）)

#### 第11条の5

(償還請求権の内容)

A種優先株主は、2021年7月1日以降、いつでも、本会社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、本社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、第2項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(償還価額)

- 2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、下記(a)または(b)のいずれか高い方の金額とする。
- (a) 償還請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また上記の期間中に第11条の7第3項に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は第11条の7第3項に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に下記に定める基準株式数を乗じた金額
- 本(a)において、「基準株式数」とは、400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額を第11条の7第2項および第3項に基づき計算される転換価額で除した数値を意味する。
- なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、東京証券取引所によりVWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。
- (b) 400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額
- なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(償還請求受付場所)

- 3 三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部

(償還請求の効力発生)

- 4 償還請求の効力は、償還請求に要する書類が第3項に記載する償還請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(現金対価の取得条項 (強制償還条項))

#### 第11条の6

(強制償還の内容)

本会社は、2021年7月1日以降、本会社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して強制償還日から2週間以上前までに通知を行っただうえて、本会社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(強制償還価額)

- 2 A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、下記(a)または(b)のいずれか高い方の金額とする。
- (a) 強制償還日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また上記の期間中に第11条の7第3項に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は第11条の7第3項に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)に下記に定める基準株式数を乗じた金額本(a)において、「基準株式数」とは、400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額を第11条の7第2項および第3項に基づき計算される転換価額で除した数値を意味する。
- (b) 400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額
- なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(普通株式を対価とする取得請求権(転換権))

#### 第11条の7

(転換権の内容)

A種優先株主は、2019年7月1日以降いつでも、本会社に対し、第4項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下「転換請求」という。)ができるものとし、本会社は、当転換請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令上可能な範囲で、第4項に定める数の普通株式を交付するものとする。ただし、A種優先株主は、転換請求に伴い普通株式を取得することに関して必要となる国内外の競争法に基づく手続が適法かつ有効に完了している(待機期間が必要な手続については、当該待機期間が満了していることを含む。)ことを転換請求の条件とする。なお、第6項に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。

(当初転換価額)

- 2 当初転換価額は、100円とする。

(転換価額の調整)

#### 3

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。
- ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当をする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当前発行済普通株式数(ただし、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当後発行済普通株式数(ただし、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当の効力が生ずる日(株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当の場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{（既発行普通株式数）}}{\text{自己株式数}} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{（既発行株式数）} - \text{自己株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- ④ 本会社に取得をさせることによりまたは本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当の場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当の場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当の場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することによりまたは本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当の場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当の場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当の場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえで、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ③ その他、発行済普通株式数（ただし、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。
- (e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(取得と引換えに交付すべき普通株式数)

4

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係るA種優先株式の数} \times (\text{400円} + \text{A種累積未払配当金相当額} + \text{A種経過未払配当金相当額})}{\text{転換価額}}$$

なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「転換請求権効力発生日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(転換請求受付場所)

- 5 三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部

(転換請求の効力発生)

- 6 転換請求の効力は、転換請求に要する書類が第5項に記載する転換請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(譲渡制限)

第11条の8

A種優先株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の併合または分割および株式無償割当)

第11条の9

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当を行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	—	260,324	—	43,396	—	37,112

(注) 提出日現在、2019年7月1日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が175,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ35,000百万円増加しています。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,357,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 258,905,000	2,589,050	—
単元未満株式	普通株式 62,429	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	260,324,529	—	—
総株主の議決権	—	2,589,050	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれています。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれています。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式56株を含めて記載しています。

②【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
千代田化工建設株式会社	横浜市西区みなとみらい 四丁目6番2号	1,357,100	-	1,357,100	0.52
計	—	1,357,100	-	1,357,100	0.52

2【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	69,457	102,602
受取手形・完成工事未収入金	68,611	51,585
未成工事支出金	7,494	5,494
未収入金	65,945	72,671
ジョイントベンチャー持分資産	※2 110,967	※2 94,327
その他	5,707	5,282
貸倒引当金	△1,254	△1,243
流動資産合計	326,929	330,719
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	5,461	6,493
土地	4,952	5,200
その他（純額）	1,300	1,230
有形固定資産合計	11,714	12,925
無形固定資産	5,298	4,913
投資その他の資産		
投資有価証券	6,393	6,337
繰延税金資産	701	640
その他	1,478	1,331
貸倒引当金	△174	△174
投資その他の資産合計	8,398	8,134
固定資産合計	25,411	25,973
資産合計	352,341	356,693

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金	175,277	148,805
短期借入金	—	30,000
1年内返済予定の長期借入金	118	119
未払法人税等	708	651
未成工事受入金	122,252	128,908
完成工事補償引当金	372	391
工事損失引当金	67,637	55,450
賞与引当金	3,011	1,517
事業構造改善引当金	1,825	1,845
その他	21,300	23,831
流動負債合計	392,505	391,521
固定負債		
長期借入金	15,870	15,839
引当金	267	245
退職給付に係る負債	1,546	1,692
その他	1,305	2,326
固定負債合計	18,989	20,104
負債合計	411,495	411,626
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	43,396	43,396
資本剰余金	37,112	37,112
利益剰余金	△139,956	△137,681
自己株式	△1,435	△1,435
株主資本合計	△60,882	△58,607
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△5	42
繰延ヘッジ損益	△50	△69
為替換算調整勘定	△102	2,142
退職給付に係る調整累計額	926	861
その他の包括利益累計額合計	767	2,976
非支配株主持分	960	698
純資産合計	△59,154	△54,932
負債純資産合計	352,341	356,693

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
完成工事高	93,626	86,471
完成工事原価	92,766	73,433
完成工事総利益	860	13,037
販売費及び一般管理費	4,237	3,961
営業利益又は営業損失(△)	△3,376	9,076
営業外収益		
受取利息	631	653
受取配当金	80	15
持分法による投資利益	24	187
その他	39	81
営業外収益合計	775	938
営業外費用		
支払利息	56	95
為替差損	488	5,999
その他	17	222
営業外費用合計	562	6,316
経常利益又は経常損失(△)	△3,163	3,698
特別利益		
関係会社株式売却益	—	355
特別利益合計	—	355
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	△3,163	4,053
法人税、住民税及び事業税	864	1,780
法人税等調整額	△322	8
法人税等合計	542	1,788
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△3,706	2,264
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△4	△10
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△3,702	2,274

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△3,706	2,264
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△16	48
繰延ヘッジ損益	1,559	△19
為替換算調整勘定	△2,684	2,264
退職給付に係る調整額	△17	△65
持分法適用会社に対する持分相当額	△110	△29
その他の包括利益合計	△1,269	2,199
四半期包括利益	△4,976	4,463
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△5,022	4,483
非支配株主に係る四半期包括利益	46	△19

【注記事項】

(会計方針の変更)

(IFRS第16号「リース」の適用)

米国を除く在外連結子会社において、当第1四半期連結会計期間よりIFRS第16号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用が連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」の適用)

米国会計基準を適用する在外連結子会社において、当第1四半期連結会計期間よりASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。当該会計基準の適用が連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 債務保証をしているものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
従業員の住宅融資等	19百万円	従業員の住宅融資等	11百万円
債務保証合計	19	債務保証合計	11

※2 請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社及び連結子会社の持分相当額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	669百万円	797百万円
のれんの償却額	10	10

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,942	7.50	2018年3月31日	2018年6月22日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	エンジニアリング				
売上高					
外部顧客への売上高	92,823	802	93,626	—	93,626
セグメント間の 内部売上高又は振替高	0	1,483	1,483	△1,483	—
計	92,824	2,286	95,110	△1,483	93,626
セグメント利益又は損失(△)	△3,439	46	△3,393	16	△3,376

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれないその他事業セグメントであり、人材派遣業及び旅行業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

当社グループの報告セグメントはエンジニアリング事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり 四半期純損失(△)	△14.30円	8.78円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△3,702	2,274
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失(△) (百万円)	△3,702	2,274
普通株式の期中平均株式数 (千株)	258,967	258,967

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行及び多額な資金の借入)

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、第三者割当の方法によるA種優先株式（以下「本優先株式」という。）の発行及び資金の借入れを行うこと（以下「本借入」といい、本優先株式の発行とあわせて「本資金調達」という。）を下記のとおり決議し、2019年7月1日に払込手続の完了及び借入の実行をいたしました。

(1) 本優先株式発行の概要

1) 払込期日	2019年7月1日
2) 発行新株式数	A種優先株式 175,000,000株
3) 発行価額	1株につき400円
4) 発行価額の総額	70,000百万円
5) 募集又は割当方法（割当予定先）	三菱商事株式会社に対する第三者割当方式
6) 増加する資本金の額	35,000百万円
7) 増加する資本準備金の額	35,000百万円
8) その他の重要な事項	本優先株式を保有する株主は、株主総会において議決権を有さないが、普通株式を対価とする取得請求権が付されていることから、普通株式に関する希薄化の影響が生じる可能性がある。 但し、普通株式を対価とする取得請求権に加えて金銭を対価とする取得請求権を設定し、両請求権を同時に行使可能とすることにより、普通株式取得請求権の行使による希薄化抑制の可能性を高めること、及び金銭を対価とする取得条項を設定することにより、当社が本優先株式を取得し、普通株式を対価とする取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することができるようになる等、普通株式に関する希薄化の影響を減じている。

(2) 本借入の概要

1) 借入先	株式会社三菱UFJ銀行
2) 借入金額	20,000百万円
3) 借入金利	2.50%
4) 借入実行日	2019年7月1日
5) 借入期間	5年間
6) 担保提供資産又は保証の内容	なし
7) その他重要な特約等	劣後特約あり

(3) 本資金調達の使途

本資金調達で調達した資金は、以下の3項目が使途となります。

1. 既存及び今後受注予定のプロジェクトの運転資金
2. 抜本的なコスト削減のための構造改革の実施
3. 建設力の強化とITマネジメントのための設備投資

2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月9日

千代田化工建設株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 林 永 明 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 原 一 貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている千代田化工建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、千代田化工建設株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。